

# やまがた県産材集成材認証事業実施要領

やまがた県産木材利用センター  
制 定 平成23年12月15日  
改 正 平成30年 2月 1日  
改 正 令和 3年10月13日  
改 正 令和 5年10月12日

## (目的)

第1条 やまがた県産木材利用センター（以下「センター」という。）は、県産木材による「やまがた県産材集成材」（以下「県産材集成材」という。）の製造・流通を推進することにより、循環型資源としての県産木材の需要拡大を促進し、豊かな自然環境を保全することを目的に、「やまがた県産材集成材」の認証に関して必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 県産材集成材とは、県産木材「やまがたの木」認定事業者（以下「認定事業者」という。）により、県内工場又は県外工場において山形県産木材を100%使用し製造され、認定事業者により、販売された集成材、又は、次の各号にすべて該当する集成材をいう。

- (1) 山形県産木材を100%使用したもの。
- (2) 県産材集成材製造のためセンターと協定を締結した工場（以下「協定工場」という。）で製造されたもの。
- (3) 「協定工場」と納入協定を締結した県産木材「やまがたの木」認証事業認定事業者（以下「協定認定事業者」）の納入したラミナから生産されたもの。
- (4) 製造された集成材のうち、センターと協定を締結した販売事業者（以下「協定販売事業者」）を経由して販売されたもの。

2 県産集成材には、直行集成板（CLT）を含むものとする。

## (協定工場)

第3条 協定工場とは、日本農林規格の認定を受けた集成材製造をおこなう者で、センターと協定を締結した事業者であること。

## (協定認定事業者)

第4条 協定認定事業者とは、県内産地を証明できる原木から製材されたラミナを、計画的に常時納入できる県内の製材業者で、県産木材「やまがたの木」

認証事業の認定をうけている事業者であること。

(協定販売事業者)

第5条 協定販売事業者とは、協定工場から製造出荷された集成材を納入して在庫管理し、計画的に常時、県内全域かつ広範囲の需要者に流通販売する機能を有する県内の事業者であること。

(認証基準)

第6条 センターは、認定事業者が、県内工場又は県外工場において、山形県産材として分別管理して製造された集成材、又は、次の各号すべてに該当する場合について、県産材集成材として認証する。

- (1) 協定認定事業者が、協定工場に納材するラミナ材の原木は、県内で伐採されたことを産地証明書等で確認でき、県産材として分別管理して製材されたことを確認できること。
- (2) 協定工場が、ラミナの保管・乾燥、集成材の製造工程及び製品保管において、山形県産材として分別管理していることが確認できること。
- (3) 集成材の各製品には、県産木材「やまがたの木」認証事業実施要綱に定める普及ラベルも添付して普及に努めるものとする。
- (4) 製品販売が、協定販売事業者の管理のもとに実施されていることが確認できること。

(認証制度の普及啓発等)

第7条 センターは、行政、関係団体等と連携を図り、当該制度の普及啓発に努めるものとする。

附　　則

この要領は、平成23年12月15日から施行する。

この要領は、平成30年　2月　1日から施行する。

この要領は、令和　3年10月13日から施行する。

この要領は、令和　5年10月12日から施行する。